

5 認定農業者制度及び年度別認定者一覧表

＜認定農業者制度の趣旨＞

認定農業者制度は、従来の農用地利用増進法を改正して制定された「安心して農地を貸せる仕組み」と「明日の地域農業を担っていく農業経営体（農家）を育成するための仕組み」をあわせた農業経営基盤強化促進法により平成5年8月2日に施行された。

具体的には、他産業並みの所得と労働時間を目標に「効率的かつ安定的な農業経営の目標を明確にし、その目標に向けての計画的な規模拡大や生産方式の改善、経営管理の合理化」を進めていこうとする農業者を支援するための認定制度である。

本市は、県が定めた基本方針に基づき、概ね10年後の農業経営の発展の目標を示した基本構想を平成6年12月28日に策定し、令和4年3月22日に一部を変更した。

この基本構想では、他産業並みの年間農業所得{一経営体（夫婦2人）あたり概ね600万円程度}と年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）を達成するための営農類型と指標を定め、この指標を達成するための農業経営改善計画を作成し、市長の認定を受けた認定農業者を支援していくものである。

なお、本市では、農地の取得や農業生産設備、機械等の整備他、運転資金の準備に必要な資金＜農業近代化資金等（認定農業者支援・育成推進）＞に対し、国、県、市で利子を助成し低利で融資を行うほか、農林事務所・農業委員会・農協等の関係機関で組織する富士市農業再生協議会を設置し、次のような支援措置を行っている。

- (1) 農業経営改善計画の作成支援を行う。
- (2) 農用地を利用集積するために、農業委員会が調整の支援を行う。
- (3) 経営相談や研修等を受けることができる。

認定農業者（経営体）数の推移

単位：経営体

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
農家	190	181	178	175	162 (155)	163 (153)
法人	9	10	11	12	13 (12)	18 (14)
合計	199	191	189	187	175 (167)	181 (167)

※（ ）内は含まれる富士市在住者数

資料：再生協総会資料